大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第45号

大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大和市生活保護法施行細則(昭和53年大和市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保護変更申請書(傷病届)」を「生活保護法による保護変更申請書(傷病届)」 に改め、同条第3項第4号から第6号までを次のように改め、同項第7号及び第8号を削る。

- (4) 同意書
- (5) 生活保護法第61条に基づく収入申告について(確認)
- (6) 扶養届書

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「医療費本人支払額有額医療券打出 しリスト」を「生活保護本人支払額振付リスト」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を 第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第7条を次のように改める。

(扶養照会書)

- 第7条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会する場合は、扶養照会書によるものとする。
- 2 法第24条第8項に規定する書面は、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知についてとする。
- 3 法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し報告を求める場合は、生活保護法第28条第 2項の規定に基づく報告について(依頼)によるものとする。

第13条の見出し中「支給方法」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 福祉事務所長は、保護金品を給付する場合において必要があると認めるときは、被保護者等に 対し、次に掲げる書類その他保護金品を給付するために必要な書類の提出を求めることができる。
 - (1) 通院申告書
 - (2) 就職届
 - (3) 収入申告書

- (4) 在宅患者の栄養補給要否証明書
- (5) オムツ等使用内訳書
- 第9条第2項第7号を次のように改める。
- (7) 看護要否意見書 (新規・継続)
- 第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第17条とし、第13条の次に次の3条を加える。

(就労自立給付金の申請書等)

- 第14条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書とする。
- 2 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給する場合の決定調書は、就労自立給付金決定調書とする。
- 3 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給する場合は、就労自立給付金決定通知書により就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者に対し通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第15条 法第78条の2第1項及び第2項の規定による申出は、徴収金等支払申出書によるものとする。

(様式)

第16条 この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。 附則の次に次の別表を加える。

別表(第16条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生活保護法による保護開始申請書	第2条
第2号様式	生活保護法による保護変更申請書	第2条
第3号様式	生活保護法による保護変更申請書(傷病届)	第2条
第4号様式	生活保護法による葬祭扶助申請書	第2条
第5号様式	資産申告書	第2条
第6号様式	収入(無収入)申告書	第2条
第7号様式	家賃・地代証明書	第2条
第8号様式	同意書	第2条
第9号様式	生活保護法第61条に基づく収入申告について(確認)	第2条
第10号様式	扶養届書	第2条
第11号様式	面接記録票	第3条
第12号様式	保護台帳	第3条
第13号様式	保護決定調書	第3条
第14号様式	要介護認定依頼簿	第3条
第15号様式	医療券発行簿	第3条
第16号様式	生活保護本人支払額振付リスト	第3条
第17号様式	受給者番号一覧表	第3条
第18号様式	医療扶助開始・廃止決裁リスト	第3条
第19号様式	保護金品支給台帳	第3条
第20号様式	ケース記録票	第3条
第21号様式	ケース番号登載簿	第3条
第22号様式	ケース番号索引簿	第3条
第23号様式	保護申請(職権)・保護変更申請処理簿	第3条
第24号様式	治療材料給付処理簿	第3条
第25号様式	給付要否意見書発行簿	第3条
第26号様式	保護決定通知書	第4条
第27号様式	検診命令書	第6条
第28号様式	扶養照会書	第7条

第29号様式	生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について	第7条
第30号様式	生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について(依頼)	第7条
第31号様式	入所等依頼書	第8条
第32号様式	生活保護法医療要否意見書	第9条
第33号様式	結核入院要否意見書 (生活保護)	第9条
第34号様式	精神疾患入院要否意見書(生活保護)	第9条
第35号様式	給付要否意見書(所要経費概算見積書)	第9条
第36号様式	給付要否意見書(柔道整復)	第9条
第37号様式	給付要否意見書(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)	第9条
第38号様式	看護要否意見書(新規・継続)	第9条
第39号様式	診察料・検査料請求書	第11条
第40号様式	医療券 (入院外、入院、歯科)	第11条
第41号様式	調剤券	第11条
第42号様式	治療材料等	第11条
第43号様式	施術券(あん摩、柔道整復)	第11条
第44号様式	生活保護法介護券	第12条
第45号様式	生活保護費受給票	第13条
第46号様式	通院申告書	第13条
第47号様式	就職届	第13条
第48号様式	収入申告書	第13条
第49号様式	在宅患者の栄養補給要否証明書	第13条
第50号様式	オムツ等使用内訳書	第13条
第51号様式	就労自立給付金申請書	第14条
第52号様式	就労自立給付金決定調書	第14条
第53号様式	就労自立給付金決定通知書	第14条
第54号様式	徴収金等支払申出書	第15条

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。